

令和8年熊本地震の被災者に対する府営住宅の一時使用について

■京都府では、令和8年熊本地震に関連する被災者の方の生活支援対策として、府営住宅の一部を一時的に無償で使用していただくこととしますので、お知らせします。（本日から申込受付を開始）

1 提供戸数等

① 戸数 20戸

提供する府営住宅の所在地域内訳

京都市内	8戸
乙訓・南丹地域	5戸
山城地域	4戸
中丹・丹後地域	3戸

② 使用料 無償（ただし、光熱費及び共益費はご負担いただきます。）

③ 期間 6箇月以内。ただし、許可日から最長1年まで延長が可能。

2 対象者

令和8年熊本地震により、住宅に甚大な被害を受け、住宅に困窮されている方

3 申込開始

令和8年8月4日（火）から随時受け付けます。

4 申込方法

① まずは申込窓口（京都府住宅政策課）までご連絡ください。世帯人員や希望地域を お伺いし、ご使用いただける府営住宅をご案内します。

② メール、郵送等により申込書、罹災証明書等を提出いただきます。

（罹災証明書の提出が困難な特別の事情がある場合には、個別に相談に応じます。）

＜申込窓口＞

京都府建設交通部住宅政策課 管理・調整係

電 話 075-414-5366

メール jutaku@pref.kyoto.lg.jp

※電話によるお問い合わせは、平日の8時30分から17時15分まで

【本報道発表に関するお問合せ】

京都府災害支援対策本部

建設交通部住宅政策課 課長 山口 TEL 075-414-5355

参事 椋平 TEL 075-414-5371

